(様式第5号)

貸付希望農用地等の登録申請書

1 貸付希望者		氏名	フリガナ	郵便番号	市町村	大字~番地				
3 注意事項について 説明を受けました。	チェック ☑	美郷 太郎	ミサト タロウ	019-1541	美郷町	○○○字●●● □□番地				

受付番号 電話番号 0187-84-0000

9 伐什柔切典田州笙

	2 貸付布望晨用地等 農地の所在地				農地の内容				要件	その他権利関係等					
番号	大字	字	地番	地目		面積	利用	最低賃料		差押等	抵当権		賦課金滞納	未相続	耕作の放棄
				登記簿	現況	(m^2)	内容	(円)	(円)	「有」の場合は1、「無」の場合は2					
1	000	•••		田	田	1, 203	水田		12,000	2	2	2	2	2	2
2	000			田	田	2, 301	水田		12,000	2	2	2	2	1	2
3	000			田	田	345	水田		12,000	2	2	2	2	2	2
4	000	•••		田	田	236	水田		12,000	2	2	2	2	2	2
5	000	•••		田	田	3, 145	水田		12,000	2	1	2	2	2	2
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															

計 $7,230 \text{ m}^2$

転貸先:美郷町○○字●●● △△番地

TEL 0187-00-0000

※借入年数は、原則10年以上とします。

※未相続の場合は、相続権の過半を超える法定相続人の同意があれば、5年以内で借り入れが可能です。

3 注意事項

- 記入できる農用地等は農業振興地域内の農用地等のみです(不明の場合は市町村農林担当課へお問い合わせください。)
- 「借受希望者」が見つかるまでの間は、所有者自ら農用地等を管理してください。「借受希望者」が見つからない場合は事業の活用はできません。
- 本登録の有効期間は3年です。期間内に「借受希望者」が見つからなかった場合は、登録抹消となります。
- 筆数が15筆を超える場合は別葉にしてください。
- 5 農地貸付者には、貸付契約1件につき5,000円(1回限り)の手数料を負担していただきます。
- 6 抵当権が設定されている農地は、受け手の承諾が得られれば借受可能です。
- 7 地上権、永小作権、質権等(地役権は含まない)が設定されている農地は借受可能ですが、権利者の同意が必要となります。
- 賦課金滞納、差押、所有権移転請求権仮登記のある農地は借受できません。契約手続きまでに解消していただくようお願いします。
- 十地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の十地改良事業が行われることがあります